

南幌都市計画地区計画の決定（南幌町決定）

都市計画元町1丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称		元町1丁目地区地区計画
位 置		南幌町元町1丁目
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約 7.0ha
地区計画の目標		<p>当地区は、用途地域を準工業地域と定めているが、実際に立地している建築用途は、社会福祉施設、運輸倉庫施設、業務施設、サービス工業施設、供給処理施設、飲食店併用住宅、専用住宅であり、隣接する低層住宅地の良質な住環境を維持することが求められる。</p> <p>そこで、本計画では、良質な住環境を保全しながら、工業・業務地区を形成し、南幌町の住宅地の良質な住環境を維持することを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺の住宅地などの住環境を保全しながら、流通関連施設や危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場、商業施設の誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	—
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良質な住環境を保全しながら工業・業務地区の形成を図るよう、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <p>1. 周辺の住宅地などの住環境を保全するため、「建築物の用途の制限」を定める。</p>
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	—
地区整備計画	名 称	元町1丁目地区
	区 域	計画図表示のとおり
	面 積	約 6.6ha
	建築物の制限に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる用途に供する建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（に）項第3号のポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設、及び同項第6号の政令で定める規模の畜舎 2. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ほ）項第2号のマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、及び同項第3号のカラオケボックスその他これに類するもの 3. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（へ）項第3号の劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの、及び同項第6号の店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの 4. 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ぬ）項第3号の次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場

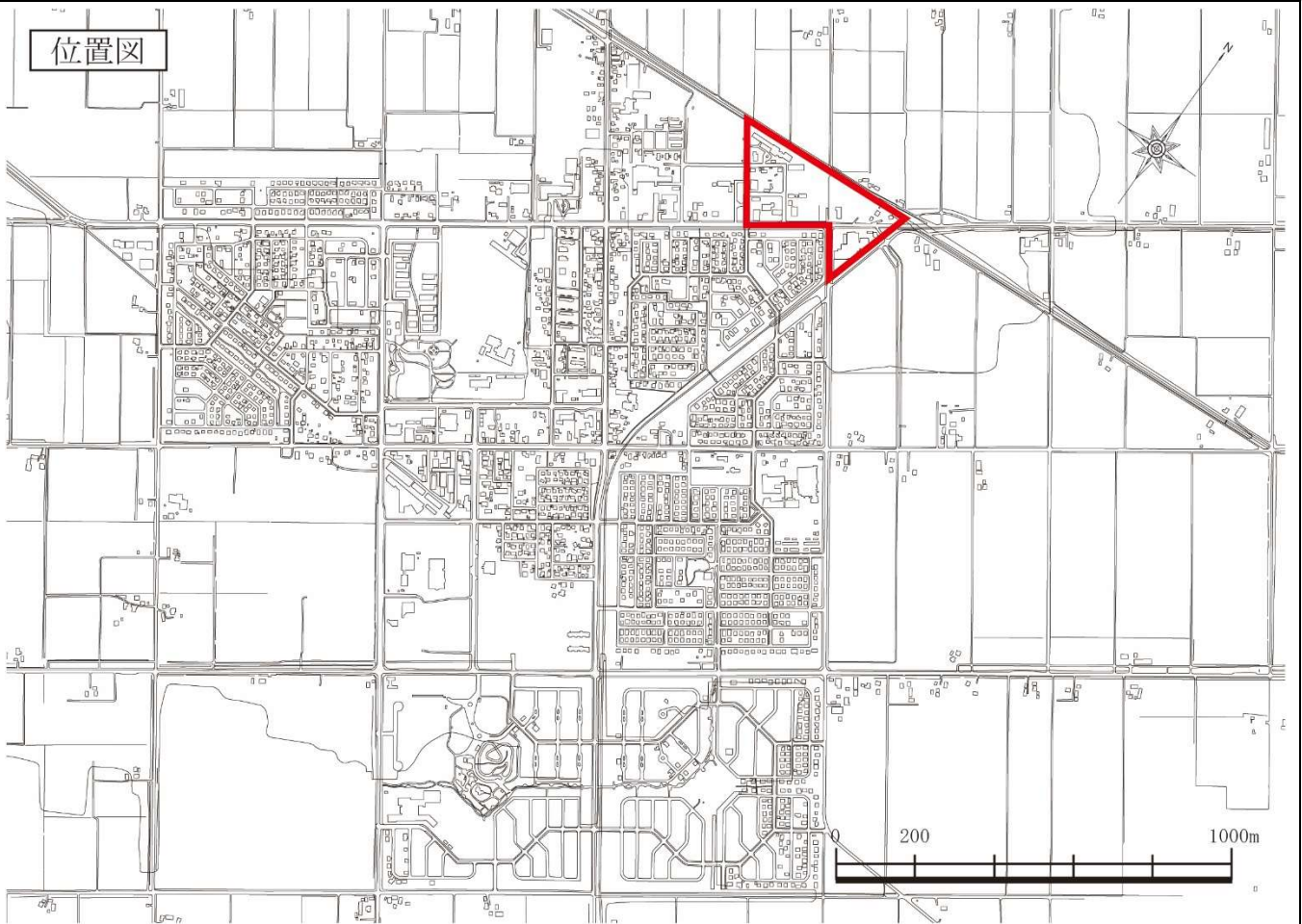
		<p>(1)玩具煙火の製造</p> <p>(2)アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。)</p> <p>(3)引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。)</p> <p>(4)セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工</p> <p>(5)絵具又は水性塗料の製造</p> <p>(6)出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付</p> <p>(7)亜硫酸ガスを用いる物品の漂白</p> <p>(8)骨炭その他動物質炭の製造</p> <p>(8の2)せつけんの製造</p> <p>(8の3)魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造</p> <p>(8の4)手すき紙の製造</p> <p>(9)羽又は毛の洗浄、染色又は漂白</p> <p>(10)ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白</p> <p>(11)製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの</p> <p>(12)骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの</p> <p>(13)鋳物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの</p> <p>(13の2)レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用するもの</p> <p>(14)墨、懐炉灰又はれん炭の製造</p> <p>(15)活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルを超えないつぼ又は窯を使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く。)</p> <p>(16)瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造</p> <p>(17)ガラスの製造又は砂吹</p> <p>(17の2)金属の溶射又は砂吹</p> <p>(17の3)鉄板の波付加工</p> <p>(17の4)ドラム缶の洗浄又は再生</p> <p>(18)スプリングハンマーを使用する金属の鍛</p> <p>(19)伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの</p> <p>(20)(一)から(十九)までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業</p> <p>5. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(ぬ)項第4号の危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>6. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(を)項第5号の学校(幼保連携型認定こども園を除く)</p> <p>7. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(わ)項第6号の図書館、博物館その他これらに類するもの</p>
	備考	用語の定義及び算定方法については、特別に定めるものを除き、建築基準法及び同法施行令の例による。

理由

令和3年度に見直した南幌町都市計画マスタープランの土地利用に基づき、工業地の周辺住宅地の住環境を保全するため、新たに地区計画を定める。

南幌都市計画元町1丁目地区地区計画 位置図・計画図

位置図



計画図

